

藤田医科大学居宅介護支援ななくり運営規程

令和2年規程第〇号

制定 令和2年4月1日

改正 令和7年3月15日

(事業の目的)

第1条 学校法人藤田学園が開設する藤田医科大学居宅介護支援ななくり（以下、事業所という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下、事業という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下、介護支援専門員等という）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員等は、事業所を利用する要介護者等（以下、利用者という）の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2. 事業の提供に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3. 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 藤田医科大学居宅介護支援ななくり
- (2) 所在地 三重県津市津市東丸之内4-21

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、職務の内容及び員数は、次のとおりとする。

職種	職務の内容	員数
管理者	事業所の総括及び企画調整	常勤1名（兼務）
介護支援専門員	居宅介護支援業務	常勤1名以上（兼務）

2. 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

- (2) 営業時間 午前8時45分から午後5時までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所等
- (2) 使用する課題分析票の種類 包括的自立支援プログラム方式等に基づく課題分析票
- (3) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所等
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 1ヶ月に1回以上
- (5) モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- 2. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を越えた地点から、直線距離で片道1キロメートルごとに30円とし、往復分を徴収する。
- 3. 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、津市全域とする。

(業務継続計画の策定等)

- 第9条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、業務継続計画という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2. 事業所は、介護支援専門員及び事業所の使用する者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
 - 3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第10条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) 介護支援専門員に対し、藤田医科大学七栗記念病院の感染防止委員会の指導に基づき、事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を周知すること
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること
- (3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること

(虐待防止のための措置)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のために、藤田医科大学七栗記念病院虐待防止指針に則り、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 当院における藤田医科大学七栗記念病院虐待防止委員会（以下、虐待防止委員会という）の定期的な開催
 - (2) 虐待防止委員会における審議事項に係る経過及び結果の、従業者に対する周知徹底
 - (3) 利用者に対する虐待を防止するための職員に対する研修の実施
 - (4) 利用者及び利用者の家族等高齢者を現に養護する者（以下、養護者という）からの通報の受付体制の整備
 - (5) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
 - (6) その虐待防止のために必要と認める措置
2. 職員は、事業所の職員、又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに管理者を経由し、担当の地域包括支援センターに報告するとともに、津市に通報する。
3. 虐待防止委員会の構成及び運営については、藤田医科大学七栗記念病院虐待防止委員会規程（令和6年規程第15号）の定めるところによる。

(身体拘束等の禁止)

第12条 介護支援専門員等は、利用者又は他人の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、本人又はその家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録する。

(緊急時の対応)

- 第13条 介護支援専門員等は、緊急時には利用者の主治医への連絡を行い、医師の指示に従うとともに、緊急連絡先に連絡するものとする。
2. 介護支援専門員等は、主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
3. 介護支援専門員等は管理者に対し、速やかに前各項の対応につき報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 月1回
2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業所において定める。

(改正)

第15条 この規程の改正は、運営会議の議を経て、病院長の決定による。

附則

1. この規程は、令和2年4月1日から施行する。
2. 令和3年10月1日一部改正
3. 令和6年4月1日一部改正
4. 令和7年3月15日一部改正